

# 北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策 に関する説明会

日 時 平成25年5月20日(月)13:30～  
場 所 旭川市 大雪クリスタルホール レセプション室

## (1)開 会

### ○司会(農政部畜産振興課):

定刻となりましたので、ただいまから「北海道における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する説明会」を開会します。

私は、本日の進行を務めます北海道農政部の小田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、開会に当たりまして北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

### ○多田食の安全推進局長(道農政部):

この4月から道の農政部でBSE対策を担当しています食の安全推進局長の多田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、北海道におけるBSE対策に関する説明会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平日のお忙しい中、この説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。既に皆様をご承知のとおりBSE対策については、平成13年9月の国内での発生以降、これまで飼料規制やと畜場における特定危険部位の除去、あるいは検査、さらにはトレーサビリティなど関係者が一丸となって対策を講じてきたところであります。そうした対策の効果により、国内におきましては平成21年1月を最後にBSEの発生はなく、今月の末にも国際獣疫事務局、OIEからBSE清浄国である、いわゆる「無視できるBSEリスク」の国として承認される見通しになっています。

こうした中で、現在、国ではBSE対策の見直しを行っております、と畜牛の検査対象月齢を30か月超から48か月超に引き上げる手続を進めているところであります。

また道においては、昨年10月にと畜牛のBSE検査のあり方につきまして、知事の附属機関である、北海道食の安全・安心委員会に検討を依頼し、この委員会では、牛肉の生産、流通、消費、さらには獣医学の専門家による部会を設けまして検討を重ねられまして、先月の24日に委員会として「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」を取りまとめていただいたところであります。

本日の説明会は、この提言の中にもありますが、道民の方々に、これまでのBSE対策やこの提言について丁寧な説明をして理解を深めていただく趣旨で、開催するものであります。

また、あわせて食品安全委員会事務局から本郷次長をお招きいたしまして、BSE対策の見直し、食品健康影響評価についてご説明をいただくことになっています。

この説明会は各地で開催していきますが、私ども、正確に伝えたいことからどうしても難しい言葉を使ったりして、出席された方々にわかりづらいと言われることもありますが、今日はできるだけわかりやすく丁寧に説明することを心がけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

簡単ですが開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

### ○司会(農政部畜産振興課):

ここで、本日の進行につきましてご説明させていただきます。

皆様のお手元に配付させていただきました本日の次第をご覧ください。

この次第の「(2)説明」という段に次から移りますが、まず最初に北海道におけるBSE対策について、そして北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」の項目につきまして、北海道農政部家畜衛生担当課長の奥田よりまずご説明させていただきます。

続きまして2番目の演題ですが、国のBSE対策の見直しについて、北海道保健福祉部食品衛生課主幹の本郷より説明させていただきます。

最後に、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②の概要」というタイトルで、内閣府食品安全委員会事務局の本郷次長よりご説明いただきます。

各説明が終わりましたら、それぞれにつきましてフロアの皆様からのご質問等お受けさせていただきますと思います。進行の効率化にご協力いただく視点で、ご質問等ある方については市町村、所属、氏名をまずはっきり述べていただいてから、お一方1問2分程度をめどに簡潔にお願いします。

あわせて、本日はプロジェクターを用いてスクリーンに映写する形で説明を行いますので、マスコミの皆さん、説明の時点になりましたらフロアの皆様の視界等を遮らないようにご協力をよろしくお願いします。

## (2)説 明

### ○司会(農政部畜産振興課):

それでは、第1番目の説明を奥田家畜衛生担当課長よりお願いします。

### ○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

家畜衛生担当課長の奥田と申します。よろしくお願いします。

(スライド1)

まず最初に、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」についてご説明させていただきます。

(スライド2)

BSE、牛海綿状脳症についての基本的なことから入ります。

BSEは牛の病気です。この病気については、BSEプリオンと呼ばれる異常なプリオンたん白質が主に牛の脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になって最終的には死んでしまうという病気です。

この病気が牛の間で広まりましたのは、発祥はイギリスで、なぜ発生したの不明ですが、BSEに感染した牛を原料とした肉骨粉、いわゆる動物性たん白質を食べさせたことが原因だと言われています。

ヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病について、話題になりましたが、これは、BSEの異常プリオンたん白質を食べたことが原因だと言われています。

この変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、人がかかるものです。これについての説明がここしばらくされていないので改めてご説明します。

(スライド3)

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病については、ヒトのプリオン病です。病態は、やはり脳が空胞化してしまっていて亡くなるという病気で、このプリオン病の一つです。これはB

SEプリオンを食べたことが原因と言われており、ヒトのプリオン病というのはいろいろありますが、高齢者が突然発病する孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病というのがあります。国内では77%がそうですが、これは100万人に1人の方が自然にかかると言われていいます。毎年200人位の方が発病されており、これは細胞の老化が原因と言われています。このほかに遺伝性あるいは感染性のものがあります。

BSEについても感染性のプリオン病の一つと言われています。vCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病については、30年近くになりますが、世界ではこれまで220人位の方が発病されており、日本では、これまで感染された方はいません。1名だけ、日本でBSEが発生する以前にイギリスで暮らしたことがある方が発病された事例があります。BSEと同様、このvCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病も世界ではほとんど発生がない状況です。

(スライド4)

BSE対策の経過で、おさらいになります。平成13年9月に国内で初めて千葉県で発生があり、同じ年の11月には北海道でも猿払村で発生がありました。

翌月以降の国内対策として、飼料規制、と畜牛のSRMと言います特定危険部位の除去、全頭検査、それから死亡牛の検査、トレーサビリティの個体識別制度といったBSE対策が開始されました。

その後、平成17年8月に国はと畜牛の検査対象を21か月齢以上に変更しています。ただ、世の中ではBSEの発生もありまして3年間の経過措置がとられました。

その後、平成20年の7月に自主検査に対する国費補助が打ち切られています。当時は、まだBSEが発生しており、と畜場では脊髄をつけたままの背割りが行われているとか、特定危険部位が完全に除去しきれていないのではないかとされた時代です。このようなことから、全国的には全頭検査継続の要望が非常に高い時期でありまして、全国的に各自自治体は自主的に全頭検査を継続した経過があります。

平成21年1月が、国内最後のBSE感染となっています。この年の3月までには、と畜場でのピッシングや枝肉を汚染することのないように衛生的な環境の改善がされて、同年の5月にOIE総会で日本は「管理されたリスクの国」に認定されています。しかしながら、この当時は、世論的にはまだ全頭検査継続の要望があり、現在まで、全頭検査が継続されている状況です。

今年の4月ですが、さらなる引き上げで、国はと畜牛の検査対象月齢を30か月齢超に変更しています。なおかつ引き続きの引き上げについても、実験感染のデータ等、科学的知見を踏まえまして、今現在7月1日をめどに48か月齢超に引き上げという省令改正の動きがあります。

それらを受けまして、今月末にはOIE総会で、日本は過去11年以上、新たに生まれた牛に感染がないことから「リスクを無視できる国」、いわゆる清浄国に認定される見込みとなっています。

(スライド5)

これまでのBSE対策のポイントですが、まず一番大事なのは飼料規制です。牛への感染は飼料から起こりますので、厳格な飼料規制、いわゆる動物性たん白質を食べさせない。このような対策が行われますことにより世界的にもBSEの発生は減少しています。ピー

ク時は3万7,000頭あったものが、昨年には21頭まで世界的にも大きく減っています。

次に大事なのがSRMの除去で、これは人への感染防止です。飼料規制により牛への感染を予防するのが一番ですが、検査では陰性となっても、感染牛全てをとらえることはできません。見逃しがあります。そういったことからSRMを除去することが重要とされています。

そしてBSE検査ですが、これはと畜牛の検査は全頭実施しますが、これだけではなく死亡牛の検査、24か月齢以上の死亡牛あるいは、臨床的に異常のある24か月齢未満の牛についても検査をしています。検査で陽性となったものは当然除去することから安全対策にはなっているのですが、一方では、若い牛では感染していても検査は陰性になりますが、検査を実施していることによって安全だと思われる方がいまだに多くおられるのが実態です。清浄化が進みますとこのようなことが起こりますが、検査で陰性だから安心というのは誤った考え方です。清浄化が進んでいけば飼料規制やSRMの除去が、このような対策がしっかり行われているかどうかの管理措置の有効性の検証という位置づけになっているのかと思います。

そして最後に個体識別制度ですが、これはトレーサビリティ法です、牛の由来が解るシステム。BSEの発生にともなって日本国内でできた新しいシステムですが、これによりまして産地偽装などが防げるようになったところです。

(スライド6)

肉骨粉についてご説明します。

肉骨粉は、牛などの家畜をと畜する際の残渣や死体を材料として、脂や水分を除いて粉末状にしたものです。過去には飼料や肥料に用いられておりました。現在では、牛、羊など反すう動物由来の肉骨粉については使用が禁止されています。焼却されています、輸入も禁止されています。これらをまとめて飼料規制と言っています。

(スライド7)

これは、飼料監視・検査体制について図示したものです。

上から参りますけれども、反すう動物由来の肉骨粉は輸入禁止になっています、動物検疫所で輸入原料がないかどうか書類審査、現物を含めて監視・指導します。なおかつ、肉骨粉以外の輸入飼料については農林水産消費安全技術センターが工場に立ち入りを行って指導や、肉骨粉はないといいながらも一応、収去して検査しています。

そして国内対策ですけれど、下のブルーのところですが、北海道もそうです。配合飼料、混合飼料を製造している工場、販売している工場や農場、このようなところを対象にして、北海道農政事務所、道の振興局などが立ち入りを行いまして聞き取り、指導、それから飼料を毎年200検体ほど収去して、右端の畜産試験場のほうで牛由来たん白質が含まれていないかどうかPCRなどを含めて検査を行っているところです。

(スライド8)

これは、特定危険部位について図示してあります。

特定危険部位といいますのは牛の危険な部位、BSEプリオンについての危険な部位ですが、BSEプリオンが間違っても口から入りますと、まず扁桃あるいは回腸の末端のほう、後ろ2メートルを回腸遠位部というのですが、こちらのほうにまず定着します。そこから時間をかけてじわじわと神経系を上って脊髄にある程度蓄積されて、最終的には脳に溜ま

っていくというものです。これは感染が進んだものですが、実験感染では脳に62.5%、63%近くがたまることで、一番危険な部位は脳になろうかと思えます。

このような実験感染の成績から、高齢の牛については、今言ったような特定危険部位は全て除くべしということで法律で除去が決められていますが、一方で若い牛では扁桃あるいは回腸遠位部にしか溜まらないことが実験感染の結果わかっています。そういったことから、今年の4月からは30か月齢以下の牛についてはこの2カ所、扁桃及び回腸遠位部のみが除去の対象となっています。

(スライド9)

BSE検査ですが、検査に用いるのは脳の入り口の延髄を検査材料にしています、生きた牛では検査することができません。この場所にBSEプリオンが一定の量がたまると検査で陽性になります。一般の方は検査で陰性であれば安全と思われがちですが、あまり溜まっていませんと感染していても検査では陰性となります。実験感染では、若い牛では検査で陽性にはなりません。感染していてもBSEプリオンが余り溜まらないことから陰性になりますので、そういったことが誤解されているのは事実です。

(スライド10)

次に、と畜牛のBSE検査体制についてです。

北海道の地図が描いてありますが、北海道内では12カ所のと畜場で牛のと畜を行っています。旭川、函館については中核市ということで市が検査を行っていますが、全道で年間約22万頭のと畜牛の検査を行っています。全国では120万頭位ですから2割位北海道で検査を行っています。現在はかなり若い牛も含めて全月齢を対象として検査を行っているのが実態です。

(スライド11)

次に、死亡牛のBSE検査体制について図示してあります。

死亡牛については24か月齢以上を対象としています、道内7カ所で採材を行いまして、3カ所に集約して毎年5万頭程度の検査を行っています。全国では約10万頭の死亡牛検査が行われています、半分が北海道になっています。このほか、24か月齢未満のものについても、臨床上異常のある神経症状のあるものについては道内14カ所の家畜保健衛生所で検査を行っています。

(スライド12)

これは、BSE対策の実施状況全体の模式図を示しています。

左上は海外から船で来たものですが、まず飼料規制があります。肉骨粉は輸入禁止になっています。斜めに入っていますけれども、BSE発生国からは牛の生体は今現在入ってきておりません。オーストリアなどからも入ってきておりません。

それから、牛肉ですが、基本的にBSE発生国からは輸入禁止になっていますが、世界的にBSE管理ができていることから順次緩和の傾向にあります。

国内が赤い輪で入っていますが、真ん中上の牛飼養農場を中心に見ますと、左から入ってくる飼料規制、下のほうに向かう死亡牛検査、そして右に向かう食肉検査でSRM除去やBSE検査が行われています。そして、右下に焼却施設がありますが、こちらで死亡牛やと畜残渣、このようなものがしっかり焼却されています、総合的な対策によりましてBSEの撲滅に寄与していますが、清浄性を維持する上で最も重要なのは飼料規制というこ

とを再度言いたいと思います。

(スライド13)

次は、世界のBSE発生件数の推移です。

世界では、3万7,316頭のBSE発生があった1992年をピークとして、それ以後、飼料規制を中心として効果が発揮されまして、これまで19万頭位発生していますが、2012年、昨年は21頭でした。中でも英国が発祥の地ですが、こちらでは18万4,621頭とかなりの数の発生がありました。

(スライド14)

これは、日本のBSE検査陽性牛の出生年分布です。

国内ではこれまで36頭発生しています、このうち25頭は北海道で発生しています。2001年が実際に見つかった年ですが、ここで飼料規制を実施した結果、2002年、平成14年1月生まれの牛を最後として過去11年以上発生がない状況にありまして、この結果、今月末にはOIE総会で日本はBSEのリスクを無視できる、いわゆる清浄国として認定される見込みとなっています。

(スライド15)

これまで説明した、BSE対策や発生状況などを背景として、道は昨年の秋、10月に、国がBSE対策の見直しを検討していること、清浄国の認定が近くなっていることを想定して、北海道が自主的に行っている全頭検査のあり方について有識者の検討をいただいたところです。

知事の附属機関であります、北海道食の安全・安心委員会に検討をお願いしたところ、BSE問題については詳しい方による議論が必要という判断がありまして、専門部会が立ち上りました。この専門部会の構成メンバーについては、生産者代表、流通・加工団体の代表、消費者団体の代表、そしてBSE学術専門家、このような方々を中心として検討がなされました。これまで3回の会合を重ねまして検討いただいたところです。

(スライド16)

第1回のBSE専門部会の検討事項ですが、これは昨年11月に開催されました。大きなテーマとしては、これまで北海道が行ってきたBSE検査などの取り組みに対する意見を再度確認していただきました。

時期ごとにターニングポイントがあったので、その時期ごとに議論いただき、まず1点目は平成13年9月、BSEが国内で初めて発生した当時です。非常に大きな問題があったのは、牛の肉骨粉が流通していたこと。そして、どこで生まれてどう育ったか全くわからない状態。と畜牛のSRM管理が不適切。と畜場の中の分別やラインや、そういったHACCP的な発想はなかったという状況があります。そこで、緊急措置として国は全頭検査を行って、検査を行っていない国産牛の牛肉の買い上げと焼却処分といった対応をとりました。これは当面という位置づけでしたが、現状としてはちょっと変わった展開になっています。

そこで、平成20年の7月、20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時ですが、この当時は飼料規制は実施されておりました。トレーサビリティ制度も実施されておりました。しかしながら、対策実施前、平成13年10月以前に生まれた牛にBSEが発生していたこと。そして、実験感染のデータの蓄積がまだ少なく、まだどうなるかわからない。と

畜牛のSRMの管理も不十分であるといった大きな問題点も抱えています、国としては補助を打ち切りましたが、全国的に不安要素があることから、全頭検査の継続要請活動が活発でありました。それで全頭検査は継続された訳です。

そして平成21年の5月、OIE総会で日本が「管理されたリスクの国」に認定された当時ですが、この当時は国内でBSEの発生はなくなっており、と畜場のSRM管理は適切になってきた状況ですが、この年は政権交代もありまして見直しの議論は深まらなかった状況にあります。

(スライド17)

このような説明を道の方からしまして、専門委員から意見をいただきました。その結果、飼料規制、SRM除去、トレーサビリティ制度など総合的な対策により全国的にリスク管理はしっかりと行われているという評価をいただきました。そこで、検査ばかりではなく、飼料規制、SRM除去が大事であるという正しい知識が普及していないのではないのかといったことから、道民に対して広める努力をすべきというご意見をいただいたところです。

(スライド18)

第2回専門部会の検討事項。これは2月に開催しました。非常にたくさんBSEが確認され、日本が対策のお手本にしたEU、欧州連合におけるBSE対策に対する意見で、紹介を兼ねてご意見をいただいたところです。

説明事項ですが、記載されてはいませんが、まず2001年、日本でBSEが発生した平成13年ですが、この年に、EU各国でばらばらの対応をとっていましたが、統一した対応が必要という意見もありました。BSEだけではなく羊のスクレイピーといった病気もあったことから、反すう動物のプリオンを総じて欧州全体の統一的な取り組みが必要と「伝達性海綿状脳症の防疫、管理、撲滅に関する規則」、TSE規則というのが制定されました。

そして、それを基に毎年議論を重ねてきまして、2005年に、EU全体でのBSE対策への取り組みの結果、陽性牛がかなり減少したことに伴いまして、欧州委員会は清浄化の進行に合わせたリスク管理のあり方を検討し、BSE対策の見直しの方向性を示す「TSE指針(ロードマップ)」を公表しました。これは5年先を想定したもので、2010年には「第二次ロードマップ」も公表されています。

そこで、検査月齢だけでなくSRMや飼料規制とかいろいろなことも論じていますが、特に検査対象月齢については欧州食品安全委員会(EFSA)、日本でいえば食品安全委員会のようなところですが、ここが実験感染なども含めましてリスク評価を行っており、それを基に決定しています。

そこで、昨年10月ですが新たな評価が出まして、10月以降については健康と畜牛は、後からEUに参加したブルガリア、ルーマニアを除いてEU加盟25カ国は検査を廃止することが可能という結果を出しています。そこで、今年4月から実際にと畜牛の検査を行っていない国もあります。英国、アイルランドなどは止めることになっていますし、一方でドイツのように72か月齢超で継続している国もあります。

(スライド19)

以上について説明を行った後、各委員から意見を求めたところ、世界的にBSEのリスクが低下しているのは間違いないが、日本は管理措置の見直しになかなか踏み出せないでいると。これは、見直すべきとか見直すべきでないことではなくて、見直しになかなか踏



み出せないでいるといったコメントがありました。

(スライド20)

次に、非定型BSEに対する意見で、第3回BSE専門部会の検討事項です。4月24日に開催しました。これについては、非定型に対して非常に不安な声があちこちであったことから、しっかりとした説明が必要という指摘もありまして、これは動物衛生研究所のプリオン病研究センターから資料を提供願いまして、私どもの説明させていただいた内容の抜粋です。

非定型BSEというものがありますが、これは世界で約70例ほど発生しています。正確に言うと60数例ですが、従来型のBSE、普通言われているBSEはこれまで発生総数約19万頭ですが、これに比べるとかなり少ない数です。

非定型BSEはほとんどが8歳を超える牛です。人でも毎年200人位自然発生する孤発性の可能性が高いと言われていています。

国内で非定型BSEは2例確認されています、このうち1例は23か月齢と若い牛であり、世界でも一番若いのですが、これについては病変がなく、伝達試験も陰性という結果です。

対策ですが、この23か月齢の非定型BSEが発生した当時は21か月齢の定型BSEも発生しておりました。飼料規制が行われる前で、しっかり確認した訳ではないのですが、飼料との関連性は否定できないところです。なおかつ、この非定型BSEを実験感染していきますと定型に変わっていくというデータがあります。定型BSEは孤発性といって自然発生したものが起源ではないかという説がかなり濃厚になってきています、基本的には高齢の牛に出たものが飼料等を通じて感染を繰り返すことによって定型になっていった可能性は否定できないと。

(スライド21)

最終的には指摘事項として、非定型BSE対策としては飼料規制の継続は必要であると。そして、高齢牛の検査が必要であるといったことを指摘したところです。

このような説明を受けまして専門委員からの意見ですが、プリオン病の研究は今後も継続・推進することが必要である。非定型BSEについては、不明な点があるものの、定型BSEの対策を適切に行うことが非定型BSEのリスク管理にも有効であるといったご意見をいただいたところです。

(スライド22)

また、同じく4月24日の第3回専門部会ではアンケート結果への意見もいただきました。

4月に道が実施しましたアンケートについて、一つは都府県に対するBSE検査の方針に関するアンケート結果です。牛のと畜を実施している北海道を除く43の都府県の方針については、全頭検査をやめる方向で検討中が40、未定が3となっています。これは4月時点でありまして、その後また動きが出ているようです。

そして、流通業界に対する「と畜場におけるBSE検査に関する意識調査」の結果です。全国及び関東圏に展開する大手スーパーマーケットに照会し、回答があったのは34社。日本がと畜場における検査対象月齢を科学的根拠に基づき世界基準に合わせていくことについて、79.4%が理解すると回答しています。

(スライド23)

このような道からの説明に対しまして専門委員からの意見としては、BSE対策の一部

を見直したとしても、科学的に必要と判断される安全に係る対策は今後も継続されることについて、わかりやすい説明や丁寧な周知が必要といったご意見をいただきました。

(スライド24)

以上について説明を行い、第3回のBSE専門部会で議論され提言案を取りまとめたところです。それを受けまして、午後から開催されました北海道食の安全・安心委員会で提言をまとめたところです。「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」ということで、附属機関としてまとめられ修正されたものです。左が提言の本文、右が参考文献を網羅したものです。

(スライド25)

これは、提言の本文を拡大したものです。

上段については、提言に至るまでの経過、背景について説明しています。11年間、新たなBSEの発生はない。飼料規制、SRMの除去を柱とするBSE対策について、その有効性が確認できる状況となっていて、清浄性が確認できていることです。

また非定型についても、飼料規制の徹底と感染リスクの高い高齢牛の検査によりリスクは極めて低く抑えることができると考えられるといった背景がありまして、最終的に、本文になりますが、中心部分として、以上の点を総合的に考慮すると、以下に記載する付帯事項の遵守を前提として、と畜場におけるBSE検査については全頭を対象とする必要性は認められないことになっています。

(スライド26)

次に、見直しに当たっての付帯事項です。

1つ目として、全国同一のリスク管理に取り組むことが必要。

2つ目として、BSE対策の有効性について道民だけではなく広く消費者に対して丁寧な説明を行うこと。

3番目として、新たな問題が確認された場合は国への対応を求めること。

4番目として、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について、ロードマップ、将来的にどのように見直していくのかという将来構想について説明すること。ロードマップというのはないものですから、まず国に作ってもらうことが必要でしょうという意見でした。

5番目は、非定型BSEを含めた調査研究を推進すること。

付帯事項としてこの5項目について対応を求めたところです。

私からは以上です。

○司会(農政部畜産振興課):

奥田課長、ありがとうございました。

それでは、ここでご質問を受けさせていただきたいと思います。

先ほどご説明させていただいたとおり、市町村、所属、氏名をはっきり述べていただいでから簡潔にお願いします。

それでは、ご質問等ある方、挙手をよろしくお願いします。

○質問者A:

今回道が行ったアンケートに対する結果で、4月に全頭検査廃止を検討が40都府県ですか、未定が3県で、5月に新しい動きが出てきたという話をされましたが、それはどんな

動きになっているのかということと、検査していることによって、我が県の牛肉は他の県より安全だというようなことをアピールするようなどころが出てきたときに、道としてはどのように対応するつもりなのかという点を、今の時点で決まっているのでしたらお伺いしたのですが。

**○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):**

全国の状況ですが、厚労省は一応調査を行っています、聞き取りをして、まだ公表にはなっておりませんが、国から4月の19日に、全国一斉に止めるように依頼文書が出ているところです。それに向けて各県、県だけではなく自治体ですが、政令市あるいは中核市で検査が行われているところもありまして、そういったところを70数何カ所を調査した中では、基本的には7月1日でやめる方向で歩調を合わせるといったところです。

そこで、安全・安心委員会の中でも議論はありました。消費者代表の方からの北海道独自でも全頭検査を続けるという考えはないのかという意見に対しまして、流通・生産代表の方からは、リスク管理は全国一律でやらなければいけないと。北海道で生産された牛肉あるいは肉牛の9割は本州で流通していることで、向こうのほうで止めているときに北海道が続けることは、そんなに不安なのかと言われる。リスク管理をするのであれば全国同一でなければいけないといった声がありまして、全体的には、確かにそのとおりというようなところに落ちついたところです。

基本的には、全国的にはやめる方向で今進んでいるようです。まだ正式に発表されていませんが、近いうちにそういった公表もされるのかなと思っています。それが1点です。

今言ったように1県でも続けたらどうなのかといったところですが、確かにそういう意見はあります。非常に大きいのは、清浄国というのが一つありまして、清浄国で検査を実施している国というのは基本的にはないのです。オーストラリアはそうですが、全く検査をしていないわけではなくて、死亡牛や臨床異常牛については検査はしていますが、健康と畜牛は基本的にはしていないのです。そういった状況でありまして、なぜやらないのかというと、発生がない国で安全だからやらない。さきほども言いましたが、検査を実施も若い牛ではわからないのです。要するに、検査を実施して、陰性だから安全ですとは言えないのです。逆に輸入するとき、必要のないものを検査することによって本当はあるのじゃないかといった混乱を招くのだというような説明がありまして、確かにそのとおりと。要するに、若い牛は実施しなくても陰性になります。陽性にはならないです。種のある手品のようなもので、陰性とわかっていながら健康ですとは言えないと。全国一律に全頭検査をしていけばそれは言えるのかもしれませんが、1県だけやることは逆にマイナスのイメージになるというような生産・流通団体の皆様のご意見でありました。確かにそのとおりというように理解したところです。

**○司会(農政部畜産振興課):**

ほかにどなたかご質問等ありますか。

それでは、ご質問等ないので、この演題はこれで終了させていただきます。

引き続きまして国のBSE対策の見直しについての部分ですが、食品衛生課・本郷主幹から説明させていただきます。

**○本郷主幹(道保健福祉部食品衛生課):**

道庁食品衛生課の本郷と申します。よろしく申し上げます。

(スライド1)

本来でしたら、国のBSE対策についてのお話ですので厚生労働省の担当官がこちらに来てお話をする予定ですが、都合がつかせんで、私の方から、厚生労働省で作成しました資料をお預かりしていますので、こちらでご説明をさせていただきます。

大変申しわけありませんが、こちらは厚生労働省のほうで全国一律で説明をしていくという基本的な方針がありますので、私のほうで手直しであるとか加筆といった手を加えるようなことは一切しておりません。そういったことで私の説明が不行き届きなところが若干あるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

(スライド2)

それでは、資料2のところから進めていきます。

まず、説明の概要です。対策の概要、再評価の実施の経緯、食品健康影響評価を踏まえた対応(案)、そして全体的なスケジュール、この4点について説明をさせていただきます。

まず、対策の概要です。

(スライド3、4)

国産牛のBSE対策の概要です。

まず、生産農場で牛が生産されます。この牛がそこで死亡した場合については、家畜保健衛生所で死亡牛の検査をします。こちらは、家畜伝染病予防法、牛海綿状脳症対策特別措置法、このような法律の中で規定があります。このような形の中で死亡牛の検査が行われています。この部分とあわせまして、牛が育っていく過程の中で、今、奥田課長からもお話がありましたが飼料規制で肉骨粉を禁止する。この部分でBSEの蔓延を防止するというような対策が取られています。この部分は、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律、また、先ほどもありました牛海綿状脳症対策特別措置法の中で規定されています。この生産段階の部分については、農林水産省で担当をしています。私ども厚生労働省については、と畜場に入った以降、肉となって消費者の皆さんのお手元に届く、そこまでを受け持つことになっています。

まず、と畜場ですが、と畜場では特定危険部位の除去・脊柱の規制、このようなことでBSEが肉のほうに行くことがないように規制をしています。この中では、と畜場法、食品衛生法、牛海綿状脳症対策特別措置法という法律の規定をもって対応をしていることです。あわせましてBSE検査を行っている。こちら、と畜場法と牛海綿状脳症対策特別措置法の中で規定をされています。

先ほどトレーサビリティの話がありましたが、トレーサビリティそのものはBSE対策の中では直接的な対策ではありませんで、これを行うことによって、その牛がいつどこで生まれて、どこで飼育され肉になったのか追跡調査ができるというのが大変重要なところ です。

(スライド5)

次は、BSE対策の経緯です。

まず、平成8年3月にイギリスでBSEが発生しています。それに伴いまして、日本としましては英国産牛肉の輸入を禁止しています。

平成12年になりましてEU諸国でBSEがぱらぱらと出てきたことがありますので、EU産の牛肉についてもこの段階で輸入を禁止したという形です。これが、平成25年2月ま

で輸入禁止が継続をされている状況でありました。

国内ですが、平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛が確認されています。これに伴いまして、平成13年10月に全国で一斉に全頭検査が実施されました。それとあわせてSRMの除去と焼却の義務づけされました。その他の動きとして、肉骨粉の飼料完全禁止で、BSEがこれ以上増えることのないよう対策がとられたことです。そういったものに対して、牛海綿状脳症対策特別措置法の公布があり、法的な根拠を持った対策がなされたところ です。

そして平成15年ですが、カナダ、アメリカでBSEが見つかったので、この時点で両国からの牛肉の輸入が禁止をされたことがあります。

そして、平成16年2月に脊柱も使用が禁止されました。これは、新しい知見に基づきまして脊柱の中にある神経節の部位にプリオンが蓄積することが確認されて、脊柱の使用も禁止されました。

そして平成17年8月ですが、検査対象が21か月齢以上に引き上げとなります。これについては、先ほど奥田課長からお話がありまして、これまでの発生の経緯とか科学的な知見の蓄積、そういったものを含めて検討され検査対象の引き上げが行われたところ です。

そして平成17年の12月には、米国、カナダ産の牛肉については、ある程度リスクの管理が徹底されたことが確認できましたので輸入の再開が認められたとことがあります。ただ、平成18年の1月から7月の間、アメリカから本来日本向けに輸出されるべき牛肉ではなかったものが日本向けに輸出されたことがありました。それが確認できましたので、そのようなことがあっては困るので、米国産の牛肉については輸入停止の手続が取られました。

そして平成21年の4月になりまして、と畜をするときに延髄を破壊するピッシングという作業がありますが、これをやると牛が動かなくなり作業上安全性を高めることができることで続けられてきたのですが、SRMの飛散などを未然に防止するという目的でピッシングの禁止がなされました。この後、OIEの総会で「管理されたリスクの国」の認定を受けたことです。

平成25年の2月ですが、脊柱の使用禁止が若干規制が緩和されまして、30か月齢超の脊柱のみが使用禁止という形に引き上げられたところ です。輸入に関しましても、米国、カナダ産については30か月齢以下のものについて輸入が認められることで、10か月ほど年をとった牛も輸入できるという形に整理をされています。この時はあわせて、これまでEU産は全て禁止されていましたが、フランス、オランダについても管理が十分できるようになっていることが確認されていますので、30か月齢以下のフランス産の牛肉、また12か月齢以下のオランダ産の牛肉については輸入を再開しています。

そして、この4月ですが、検査対象が30か月齢超で省令改正がされました。

(スライド6)

と畜場でのBSE検査等数とBSE感染確認頭数の年次経過ですが、平成13年については、頭数が若干少ないですが、これは、BSE検査が始まったのが10月からですので約半年分の計上となっています。その中で、見ていただいたら解るとおり、若齢牛については40か月齢以下のものについて2頭確認されています。これは先ほど奥田課長からお話がありましたとおり、1頭は非定型BSEで、最終的には感染性がないものだと確認されてい

ます。あとは、ほとんどの牛がおよそ60か月齢以上です。そして、最終的に平成20年度に1頭確認されて以降、国内ではBSEの確認が全くないという状況です。

次は、再評価の実施の経緯です。

世界のBSE発生件数の推移ですが、先ほども同じスライドで説明がありましたとおりピークの1992年には3万7,316頭の牛のBSE感染が確認されています。これが、2012年になりまして世界中でBSE感染が確認されているのがわずか21頭になっています。先ほどもありましたとおり、英国が一番多かったわけで、3万7,280頭あった中で飼料規制を徹底するというようなことがあって、2012年には3頭と、この3頭についても月齢確認しましたところほぼ11歳以上という非常に高齢の牛で、飼料規制が徹底される以前に生まれた牛であろうと確認されていますので、この辺でも飼料規制の有効性が確認できると思います。

(スライド7、8)

次に、牛海綿状脳症対策の再評価についてです。

国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少し、リスクが低減しています。世界では、ピーク時の約3万7,000頭から現在は21頭という形で、非常にリスクは低減しています。また国内についても、平成15年以降に出生した牛からBSE陽性牛は確認されていない状況にあります。

(スライド9)

このようにリスクが非常に低くなっている状況の中で、これまでどおりのBSE対策を続けていていいのかというようなことがあります。そういったことを踏まえて、厚生労働省としましては食品安全委員会に、平成13年10月の対策開始から10年が経過したという節目でもありますので、最新の科学的知見に基づいて国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価をお願いしたところです。

(スライド10)

食品安全委員会への食品健康安全評価の諮問(平成25年4月2日現在)、こういう形で食品安全委員会に諮問がされたことです。

まず1点目、国内措置です。

二つありますが、一つは検査対象月齢。現行の規制閾値である20か月齢から30か月齢とした場合のリスクを比較。2点目はSRM、特定危険部位の範囲で、まず頭部、こちらは扁桃を除くことです。それと、脊髄及び脊柱について、現行の全月齢から30か月齢超に変更した場合のリスクの比較を諮問しています。

そして、国境措置。いわゆる輸入牛肉の措置です。

米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド及びポーランドについて、月齢制限を現行の規制閾値である20か月齢から30か月齢とした場合のリスクを比較。ただ、20か月齢と言っていますが、実際、フランス、オランダは全月齢対象となっています。アイルランド、ポーランドについても輸入禁止という形になっています。SRMの範囲、頭部、脊髄及び脊柱について、現行の全月齢から30か月齢超に変更した場合のリスクを比較。この2点が諮問されています。

あわせて3点目。上記1及び2、要は国内措置の30か月齢超に変更した場合というこの2点のところですが、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値(上記1(1)及び2

(1))を引き上げた場合のリスクを評価。要は、20か月齢から30か月齢に引き上げた後さらに月齢を引き上げた場合、どういったリスクがあるかさらに評価をしてくださいと。

この3点の諮問をしている状況です。

(スライド11)

食品安全委員会からいただいた1次答申です。平成24年、昨年10月22日に出されています。

国内措置については、検査対象月齢、規制閾値が20か月齢の場合と30か月齢の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。またSRMの範囲ですが、全月齢の場合と30か月齢超の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるのです。この辺の評価の内容、どういう評価があつてこの結論が出されたのかというところ、食品安全委員会の先生がお見えになっていましたので、後ほどご説明いただけたらと思っています。

また、国境措置ですが、米国、カナダ、フランス、オランダについて答申が出されています。月齢制限ですが、規制閾値が20か月齢、これはフランス、オランダは現在輸入禁止になっていますが、この場合と30か月齢の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。またSRMの範囲についても、全月齢、フランス、オランダは輸入禁止となっていますが、この場合と30か月齢の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという答申をいただいています。

(スライド12)

次に、食品安全委員会からの2次答申です。こちらは今年5月に出されています。

国内措置ですが、具体的な検査対象月齢について、評価対象国における発生確認最低月齢、EUにおけるBSE発生の実績月齢、BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるというBSEの特徴、そういった知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢、4歳超に引き上げたとしても人への健康影響は無視できるという2次答申をいただきました。

(スライド13)

OIE、国際獣疫事務局という国際的な機関ですが、こちらの「無視できるリスク」の国の主な条件としまして、まず、過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないこと。こちらは今現在クリアしています。最後に生まれた牛は平成14年1月13日生まれで、平成25年1月14日時点で11年を経過しています。

2点目、有効な飼料規制が8年以上実施されていること。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づきまして平成13年10月から飼料規制が開始されていますが、こちらから起算をしまして平成21年10月の時点で8年を経過しています。こちらもクリアをしている状況です。

このような中で平成25年5月下旬、恐らく来週であろうと思われそうですが、OIEの総会において「無視できるリスク」の国として承認をされる、いわゆるBSE清浄国と認められるというような状況です。

(スライド14、15)

次に、食品健康影響評価を踏まえた対応(案)です。

まず国内措置の見直しですが、検査対象・SRMの除去の対象です。

従前、3月31日まではBSE検査対象は20か月齢超でした。SRMの除去の対象は、全月齢の頭部、脊髄、脊柱、回腸遠位部の4点でした。

これが、平成24年10月に食品安全委員会からいただいた1次答申に基づいて省令の改正が行われ、この4月1日から施行されているのですが、現時点でBSE検査対象は30か月齢超に変更となっています。ただ、各都道府県、市におかれては自主的な形で全頭検査が継続をされているというような状況です。またSRMの除去の対象ですが、30か月齢超の頭部、扁桃を除く部分と脊髄、脊柱で、この部分については30か月齢超のものに限ってSRMの除去の対象となる。全月齢の回腸遠位部と扁桃については、これまでどおりSRMの除去の対象という形で整理されています。

(スライド16)

全頭検査の見直しについてですが、国産牛肉が科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず公費により全頭検査を継続することは、検査をしていない牛肉は危険であるという誤ったメッセージにつながるおそれがあると。先ほどご質問がありましたけれども、そういった誤ったメッセージにつながるおそれがあります。また、一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に検査実施と検査未実施の牛肉が混在することになりまして非常に混乱を招く恐れがあります。

こうした混乱を防ぐため、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要であると考えています。

全頭検査の見直しを検討している地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整してほしいという要望をいただいていることです。それで、平成25年4月19日に、BSE全頭検査一斉見直しを依頼する通知が農林水産省と厚生労働省の連名で地方自治体に発出されているところです。

(スライド17)

月齢別と畜頭数ですが、現在、4月1日以降、30か月齢超という形で出されていますが、実質的には全頭検査が行われていますので、30か月齢超のこの赤いラインのところは有名無実といいますか、そのような状況です。見ていただくと解るとおり、実際に30か月齢超で仕切りをした場合、検査を行う牛と行わない牛がかなり頭数的に多いところで仕切られることがあります。そこで、作業をする中でも分別管理という部分で非常に難しい課題が生じてくることがあります。これが2次答申に基づいて48か月齢超に整理をされた場合、48か月齢超の牛は少なくなってしまうので、この辺で、検査をしないで市場に出回って、間違った対応がとられることがかなりの確率で防がれることがあります。

次に、BSE検査、各国の状況です。

(スライド18)

食肉検査におけるBSE検査は、日本では4月1日以降、法的には30か月齢超となっています。実質的に全頭検査は継続されている状況ですが、改正後、7月1日を予定していますが、こちらを48か月齢超に引き上げる形ですが、海外では食肉検査の中では、米国においてもカナダにおいても、OIEの基準の中でも特にBSEのスクリーニング検査の実施を求めている状況です。EUにおいては、72か月齢超について、加盟国の判断により検査を廃止することが可能といたしながらも実施をしていることです。

発生状況の調査としまして、日本におきましては死亡牛について24か月齢以上を対象と



して検査をしています。これは7月1日以降もそのまま続けられる形です。米国では、30か月齢以上の高リスク牛の一部という形で検査されています。カナダも同じ。OIEの基準では、米国、カナダが行っているのと同じ基準で制定されています。EUについては48か月齢超の高リスク牛を対象としているというような状況です。

(スライド19)

特定危険部位の除去ですが、食品安全対策として特定危険部位の除去が行われているわけですが、まず日本です。頭部、これは、30か月齢超の頭部で、舌と頬肉を除く部分がSRMという形で除去されています。扁桃についても全月齢が除去されています。脊髄、脊柱については30か月齢超、回腸については全月齢になっています。

同じような基準を持っているところですが、米国については日本とほぼ同じような基準で処理されています。カナダについては、扁桃についても30か月齢超という形で除去されている状況です。

またEU諸国のフランス、オランダについては、頭部については12か月齢超の頭蓋、頭蓋というのは要は上、下顎を含まない部分ですが、それが対象となっています。扁桃については日本と同じ全月齢。脊髄については12か月齢超で、若干低い月齢となっています。脊柱については日本と同じ。腸については、日本やOIEの基準では全月齢の回腸遠位部といって盲腸の少し手前の部分の小腸の部分が対象となっているのですが、フランス、オランダについては全月齢の腸になっています。

OIEの基準に照らしてみますと、まず30か月齢超の頭蓋という基準になっていますが、日本の場合は頭部で、頭蓋というのは下顎の部分を含みませんが、頭部というのは下顎の部分が含まれる形になっています。扁桃については全月齢で同じ、脊髄についても30か月齢超で同じ、脊柱についても同じです。腸についても日本の基準と同じで整理されています。

(スライド20、21)

次に、スケジュールです。

まず、4月25日から5月24日に厚生労働省のほうでパブリックコメントを行っています。今週末が期限となっており、コメントを出される方は今週中にぜひお願いしたいと思います。

5月21日と24日、明日と今週末に、厚生労働省と食品安全委員会、あと消費者庁の3者で開催されるリスクコミュニケーションを東京と神戸で開催します。あすは東京で開催をします。24日は神戸で開催することになっています。

5月下旬にOIE総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込みとなっています。これは恐らく来週早々にでも承認されると予想をしています。それに伴いまして6月の下旬、下旬といひましてもほぼ初めのほうで省令の改正、公布がされる予定です。この省令の中では、検査対象月齢の引き上げ、また補助金交付要綱、今、都道府県なり市でBSE検査を実施している中で、省令の中では30か月齢超が対象となっていますが、21か月齢から30か月齢までの部分についても国のから補助金が交付されていますが、この改正に伴いまして、30か月齢までの部分を含めて、今後省令が改正になり、48か月齢超が対象となった時点で48か月齢以下の補助金についてはなくなる形で整理されています。

次に、7月1日。こちらで、改正公布をされた省令、要綱が施行される予定で進んでい

ます。

これ以降は参考資料で、皆さんのお手元に資料が入っています。こちらは後ほど皆さんがお目通しいただければと思います。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

#### ○司会(農政部畜産振興課):

説明どうもありがとうございました。

若干駆け足で恐縮ですが、フロアからご質問等がありますでしょうか。

最後にもう一回フロアからご質問等いただく時間を設けさせていただきますので、これについては説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

最後の演題になりますが、続きましてBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価について、食品安全委員会の本郷次長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

#### ○本郷次長(内閣府食品安全委員会事務局):

ただいまご紹介にあずかりました食品安全委員会の本郷です。名前が同じ本郷というのが2人いて、紛らわしくて大変失礼します。

(スライド1)

また、本日は食品安全委員会のリスク評価について北海道の皆様方にご説明する機会をいただきまして、大変ありがとうございます。3時間目の授業になりまして、その間休みなしで皆さんお聞きになるので大変お疲れかと思ひますけれども、あと30分ほど我慢しておつき合いいただきたいと思ひます。

それでは早速、資料の説明に入らせていただきます。

(スライド2)

一つ目のスライドは、食品安全委員会の役割について示した絵です。左側にありますように、食品安全委員会というのは科学的知見に基づきまして中立公正にリスク評価を行う機関でありまして、このリスク評価を受けてリスク管理機関である厚生労働省、この中には道も入るかと思ひますが、そういったリスク管理機関がルール、例えば検査対象月齢を決めまして、それを監視していくという仕事を担っています。

(スライド3、4)

こちらは、先ほど説明がありましたが、厚生労働省からの諮問の内容です。このうちの1の国内措置と2の国境措置につきまして、それぞれ30か月齢にした場合どうかというリスク評価については、昨年10月に評価を行い評価結果をお返ししまして、その結果に応じた管理措置も既に加えられていることは先ほどの説明にあつたとおりです。今回は3番目の、1と2の評価を終えた後に、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価で、中でも国内措置としての検査対象月齢、これを30か月齢より引き上げた場合どんなリスクがあるかという評価を行いました。

(スライド5)

これは、評価の基本的な考え方です。BSEは先ほど来説明がありますようにイギリスが発祥の地で、イギリスでBSEプリオンの混じった肉骨粉を牛に給与して、それが世界的に広まったと言われていて、しかも、それを制御するためにこれまで飼料規制やSRMの除去を行ってきたことで、今のBSEは定型BSEなので、この定型BSEの制御がしっかりできているかどうかを基本として評価していこうというのが、今回の評価の考え

方の基本です。

そこで、評価対象国、今回の場合は日本ですが、日本において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかどうかを判断基準としたことです。今言ったとおり日本の国内措置について先行して取りまとめますので、検査月齢の引き上げについて評価を行ったところとところです。

(スライド6)

次に、評価項目と評価方法です。

評価項目は3点ほどありまして、一つは出生年月で見たBSE最終発生時からの経過年数。出生年月で見る理由というのは、BSEというのは子牛のときに感染いたしまして、潜伏期間5、6年を経て5、6歳位で発症すると言われていまして、生まれたときにかかるかかからないかというのが飼料規制の効果があつたかどうかを判断する基準になりますので、それで出生年月で見て判断することにしています。

二つ目は、交差汚染防止対策まで含めた、つまり、牛の飼料だけでなく豚や鳥の飼料についても対応することを含めていることですが、飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数が何年かを見ていきます。

もう一つは、BSE対策の実施状況。今言いました飼料規制やSRMの除去とか、そういった措置がしっかり行われているかどうかを見ていこうということになっています。

具体的な評価方法ですが、ある年月以降の出生コホートについて、ある年月というのは①、②で見た最終発生なり飼料規制の強化をした年月をある年月と見てください。そこで、ある年月以降の出生コホート、この出生コホートという言い方は余り聞いたことがないかと思えますけれども、同じ年月に生まれた牛群のことを出生コホートといいます。例えば1999年3月に生まれた出生コホートとか、そういう言い方になります。そういったコホートにつきまして、BSEが発生する可能性が極めて低い水準になっているか否か、これを見ていくことになります。

それで、最終発生から相当年数がたっているし、BSE対策もしっかり行われているのでBSEが発生する可能性が極めて低い水準だと判断された場合、ここで検査そのものをやめてもいいのかもしれませんが、食品安全委員会の評価では、その後さらに一定期間検査を継続することが必要かどうか、それについても検討しました。それを経過措置の必要性の検討と言っています。引き続き少し経過措置が必要であるとした場合、さらに、それは何か月齢超の牛を検査していく必要があるかを評価していきました。

(スライド7)

次は、飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間についての説明です。出生コホートにおけるBSE検出のイメージとなっています、コホートAとコホートBに分けて描いてあります。

コホートAというのはBSEの陽性牛がいる例の場合ですが、横軸が出生後の経過年数、縦軸が月齢です。ここで生まれた牛は、経過年数がふえていくごとに月齢も上がっていくので、こういうふうにこの線上を動いていくことになります。例えばここが2000年だとしたら、2000年生まれの牛が2005年に1頭、2006年に1頭、2007年に1頭という感じでこう行くので、この牛はいっぱい出ています。同じ年生まれなのですね。同じ年ですが、ここまで行くと、もう95%は見つかることがわかっています。95%見つかったら、残り、日本

では1年間に120万頭検査しますけれども、そのうち100頭陽性牛がいたとして、ここまで例えば95頭陽性牛が見つかったら、この年以降にさらに5頭見つかる可能性がありますよねというのが出生コホートAの例です。

コホートBのほうは陰性の場合。120万頭調べてきたのですが、95%まで見つかるはずの年まで一頭も見つかっていませんと。そうしたら、この先やっぱり見つかりませんよね、ここで突然5頭、陽性の牛が出てくることはほとんどないですよと。こういう考え方で判断しています。

(スライド8)

その95%の数字を確認するのに何年必要かというのを考えました。そこで、日本の例で調べようとすると、わずか36頭しか陽性例がないので、こういうグラフにしても非常にばらついてきれいな絵が描けません。そこで、非常に発生数の多いEUあるいは、その加盟国の一つであるフランスについてグラフを作ってみました。飼料規制強化の前、EUで1994年から1999年までに生まれたコホートのデータによりますと、このように6歳、7歳あたりのところで非常に多くのBSEが発生して、あとずーっと減ってきて、11歳までに96.9%が見つかります。それ以降にわずか3%位見つかる。こういう仕組みになっています。

同じようにフランスについて推定しました。これは2001年から2004年に見つかった牛なので生まれたのはやはり同じように1990年代だと思いますが、それらについてもグラフ化しますと、やはり同じように6歳、7歳、8歳位までがピークで、ずーっと減ってきて、10.6歳のところですか、95%を超えると。こういう状況になっています。

(スライド9)

日本はデータがないのですが、じゃあと畜年齢で見ればいいのじゃないかということだと畜年齢を見てみました。年間でトータル120万頭と畜されますけれども、品種ごとにと畜される頭数が載っていて、累積で何%と畜されるかということ、30か月齢で70.3%。ずーっと行って、120か月齢、ちょうど10歳までに95.8%の牛がと畜されます。やっぱりこれも大体10歳位になると95%を超えるのかなというのが、この辺から推測されるです。

(スライド10)

今申し上げましたように、いずれの場合も11年経過すれば、あるコホートにおいて95%以上のBSEの発生状況を確認できることがわかりました。一番信頼が置けるのはやっぱりEUのデータでありましょうと。11万頭も見つかっていますので。そういったところのデータを見ますと11年で96.9%が検出されるという状況なので、検証期間のまとめとしては、BSEの発生が11年間確認されないことをもって判断しようということにしました。ただ起点は、先ほどの①、②で、最終発生か飼料規制の強化の時期か、どちらにするかというのは判断されておきませんが、いろいろ検討していただいた結果、BSE感染牛の出生年月で見た最終発生時点とする。というのは、飼料規制は2001年10月に実施されていますが最終発生は2002年1月なので、飼料規制を強化した後にも1頭生まれているものですから、やっぱりそこを起点にしたほうがいいのではないかと議論です。

(スライド11)

これは、出生コホートごとの検査による検証率のイメージを描いたものです。専門家にはわかりやすいらしいのですが、一般の方はなじみのない絵かもしれませんが、例え

ばここが2002年だとして、ここが2013年だとします。そうすると、こっちが月齢ですけれど、年数が経過するごとに月齢がだんだん上がっていくことですね。ですから、2002年に生まれた牛が2013年には132か月齢、ちょうど11歳になることです。11歳だと96.9%まで検証できるというのは先ほどのEUの例で示したとおりです。それが1歳たったもの、つまり2003年生まれの牛は2013年で10歳になりますので94.3%までしか検証できていない。同じように、2004年、2005年、2006年生まれと出生年が先になればなるほど検証率は当然低くなっていくことです。

一方で、感染のリスクを見ていきますと青い色がだんだん薄くなっています。というのは、2001年10月から飼料規制をしていますので、飼料規制をして年数がたつほど当然その牛全体の汚染度は低くなっていくはずなので、同じ11年間を見るにしても、この11年とこの11年では全然違いますね。つまり、感染リスクは経年とともに減少していく。一方で、検査による検証率はこのとおり下がっていく。そこで、どうしたものかということで、経過措置を検討すべきかどうかというのが議論されたことです。

(スライド12)

もう一つは、BSE対策がしっかりやられているかどうかを表をつくって検証しました。この点検表というのは、例えば、飼料規制が行われているか、SRMが除去されているか、ピッシングは行われているのかとか、そういったことですが、17項目にわたる点検表をつくりまして確認していきました。それで調べたのが今、口頭で申し上げたとおりのことですが、輸入禁止措置が取られているか、飼料給与の禁止がなされているか、監視がしっかりされているか、SRMの除去や、そんな感じのいろんな項目です。それぞれについて2から4段階の評価を実施しました。何で全部統一して4段階でやらないのかと言われるかもしれませんが、Yes・or・Noで応えられるものがあるので2段階のものもありますが、量的判断ができるものは4段階に分けて評価しました。

(スライド13)

総合評価の結果ですが、17項目のうち16項目で二重マルの判定で、一つだけマル、2番目の判定となったものがあります。これはレンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率に関する項目ですが、この米印にありますように飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入していた事例が1件あったのですが、これは飼料として利用されることなく焼却されています。そこで、フィードチェーン上流からの複数多段階の監視措置も有効に機能していると評価されましたので、これも、一旦はマルになりましたけれども総合的に判断すれば二重マルと言えるだろうというふうになったわけです。また、日本においては2002年1月生まれの1頭を最後に、それ以降11年にわたってBSEの感染牛は確認されていない。この二つのことをあわせると、BSE発生を制御するための日本の飼料規制等が極めて有効に機能していることを示すものと考えられ、各段階における総合的なBSE対策の実施により日本においてはBSEは制御できているものと判断されるという評価をしていただきました。

(スライド14)

次はまとめになります、リスクはいろいろあるのですが、まず侵入リスク、輸入されるリスクです。あとは、国内で増幅されるリスク。つまり、飼料になってもう一度牛に給与されてBSEが増えていくリスク。それから、これは人へのリスクですが、SRMを人が

食べてしまってv C J Dにかかるリスクになるかと思いますが、それらのリスクについては全ての対策がしっかりできているので、リスクは無視できる程度の極めて低いレベルだという最終的な判断になっています。

(スライド15)

これは先ほどのスライドの7で一度見ていただいた斜めのグラフと非常に似ていますが、日本ではばらばらとB S Eが発生したことが報道されておりましたが、こういう表にしてみますとどうも特定の傾向がありまして、1996年に生まれた牛が次々と経年ごとに見つかっていったという例が一つの集団。もう一つは2000年前後の集団で、ここも同じように経年とともに発見されているのです。ですから、11歳以降は見つかっていませんけれども、どうもこの集団とこの集団には今後とも発生する可能性はまだあるかもしれない。一方、例えば1998年前後のすき間のところ、ここまで見つかっていないコホートについては、やはりこの次も見つからないだろうと考えるのが自然だろうと。さらに2002年以降、これは飼料規制が強化された後に生まれた牛ですけれど、ここからは一頭も見つかっていないことは、この後もやはり見つからない可能性が非常に高いのではないかがここから類推できるかと思いますが。

(スライド16、17)

次に、評価結果です。

B S Eプリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、飼料規制等による増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における曝露リスク低減措置が適切に取られていると判断いたしまして、さらに、牛とヒトの間には種間バリアが存在する。このようなことを踏まえますと、日本においては牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するB S Eプリオンによる人でのv C J D発症の可能性は極めて低い判断になったことです。

そこで、2002年1月生まれ最終発生以降に生まれた牛には11年にわたりB S Eの発生は確認されていない、B S E感染牛は満11歳になるまでにほとんどが検出されることを踏まえますと、今後、日本においてB S Eが発生する可能性はほとんどないであろうと評価していただきました。

(スライド18、19)

次に、経過措置が必要かどうかについてですが、11歳未満の出生コホートについては、先ほどのグラフでごらんいただきましたが、発生の確認のための期間が十分とは言えないと。11年たてば96.9%ですが、生まれて間もないものについてはそもそも発症する年齢に達していないこともあるので、当面の間、検証を継続する必要があるのではないかという結果になりました。

(スライド20)

最終的な結論ですが、先ほど他の2人の方からも説明がありましたように、国内措置の検査対象月齢を48か月、4歳超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断しました。

(スライド21)

その根拠として四つほど挙げています。

一つは、発症確認最低月齢です。一部の例外を除き、B S E検査陽性牛は48か月齢以上で見出されています。それでも例外があるじゃないかと言われますけれども、一部の例外

というのは、フランスの43か月齢というのが一つあります。それは1997年生まれでありまして、要するにEUで飼料規制が強化される前の、まだBSEプリオンが非常に大量に摂取された可能性のある時期の牛の例です。それから、日本の例では21か月齢というのが1頭いるというふうな話がありましたが、これについては、トランスジェニックマウスという牛のBSEプリオンが非常に発症しやすいネズミを作りまして、しかも、それを経口ではなくて脳に直接摂取する、10の何乗倍も感受性を高くした状態で感染実験をしましたけれども感染しなかったことは、それは無視できると評価できたことなので、そういった例外を除くと48か月齢以上しかありません。

二つ目は、EUにおけるBSE発生実績から推定しています。これも、BSE感染陽性牛のほとんど、つまり98%以上が48か月齢以上で検出されていると推定されますが、これも飼料規制強化以前に生まれた牛についての結果なので確かに若い牛がいますが、飼料規制が強化されてからは48か月より上の年齢でしか見つかっておりません。

三つ目は経口投与実験ですが、投与実験で44か月目、4か月から6か月の子牛の時点で投与されているので月齢では48か月齢以上になりますが、それ以降に異常プリオンたん白質が検出されている。これはBSE感染牛脳組織の1グラム経口投与実験の結果ですが、これは何かというと、イギリスで最も高頻度でBSEが発生していた時期の発症時期とこの感染実験の結果とを比較考慮したところ、BSE感染牛脳組織を1グラム経口投与した実験の結果発症する月齢と、イギリスで最も頻度高くBSEが発生した時期の潜伏期間がちょうど一致するので、そのころですら平均的には多分48か月齢相当以上でしか発症しなかったはずであると。もちろん濃いものはもっと若くて発生したかもしれませんが、そういう状況だったことです。

最後は潜伏期間の知見ですが、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという感染実験での知見があります。1グラムでは44か月と書いていますが、同じイギリスの実験で100ミリグラムだと、発症する割合がそもそも少なくなっていくのですが、発症した中でも一番若いのは53か月齢。10ミリグラムだと56か月齢、1ミリグラムだと68か月齢という感じで、要は摂取量が少なくなれば潜伏期間が長くなっていくというのははっきりしているのです。1グラムというのは少ないと思われるかもしれませんが、肉骨粉というのは、正常な肉骨粉も体のあらゆる組織がまじった中にわずかにSRMが混じっているのです。実際に肉骨粉を食べる量ももちろん少ないのですが、その中のさらにBSEプリオンの量というのは非常に少ないので、こういう実験の数字は見た目は少ないのですが実際には非常に多いことなのです。

(スライド22)

このような四つの知見から、今後、日本でBSEが発生する可能性はほとんどないと評価されていますが、あったとしても48か月齢以下で発生することはないと思われるので、48か月齢超に検査月齢を引き上げても問題はないという評価結果になったことです。

それで、非定型BSEだとか高齢の牛での対応が心配だという声をよく聞くのですが、確かに2002年1月以前に生まれた出生コホートについては、もう残っている牛はほとんどいませんが、極めて低い確率とはいえBSEに感染している牛が残っている可能性があることは完全には否定できません。もう一つは非定型BSEですが、孤発性のvCJDと似たようなBSEではないかと言われていますが、そういう可能性はありますが、いずれに

してもそれらについては、非常に例数も少ないですがほとんどが8歳以上、6.3歳から18歳までの間で見ついている。つまり、高齢の牛でしか見つからないし、非常にまれな発生しかない。ということは、この二つのタイプについても、仮に発生したとしても48か月齢超で検査を継続することによって十分カバーされるので、48か月齢超で検査を継続することにすればこの懸念も十分カバーできるのではないかというような評価結果だったところ。

(スライド23)

最後の資料は昨年10月の評価結果の概要ですので、この説明は割愛させていただきます。私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

○司会(農政部畜産振興課):

本郷次長、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、フロアからご質問等ありますでしょうか。

それでは、本日は三つの演題でご説明させていただきましたが、最後になります。3演題を通しましておさらいの形で何かご確認、ご質問等ありましたらこの場でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段ありませんか。

それでは、時間を若干超過しています。これもちまして本日の説明会を終了させていただきます。

(3)閉 会

○司会(農政部畜産振興課):

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。これで終了させていただきます。